

News Letter

ニュースレター



2023年11月14日



幸田町との遺贈寄附に関する協定の締結について

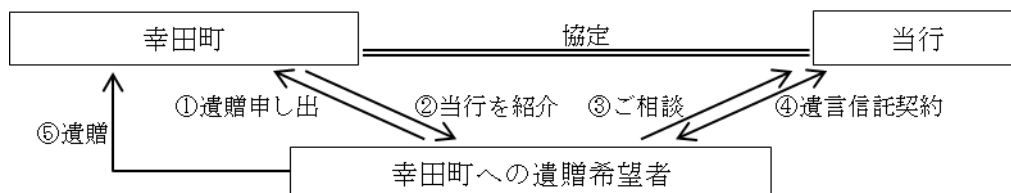
名古屋銀行（頭取 藤原 一朗）は、下記の通り、幸田町（町長 成瀬 敦）と遺贈寄附に係る遺言信託業務に関する協定を締結いたしましたのでお知らせします。

当行は今後も、お客さまの多様化する相続関連ニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 協定締結日 2023年11月14日（火）
2. 目的 当行が銀行の本体業務として行う「遺言信託※1」を活用し、お客さまの遺志に沿った幸田町への遺贈※2 寄附を行う体制を構築するため
 ※1 遺言書の作成サポートから遺言書の保管、遺言の執行を引き受ける業務
 ※2 遺言により、財産の一部または全部を、特定の個人や団体に贈与する行為
3. 協定内容
 - ・幸田町は、遺言を活用した遺贈寄附を希望される方に対し、相談先として当行を紹介します。
 - ・当行は、遺言を活用した遺贈寄附に関する相談に対し、必要に応じて「遺言信託」など、お客さまのご意向に沿った商品・サービスを提供します。

<スキーム図>



- ① 幸田町への遺贈希望者が幸田町に申し出
- ② 幸田町は遺贈希望者に当行を紹介
- ③ 遺贈希望者はご意向に基づいた遺言書作成を当行にご相談
- ④ 遺贈希望者と当行の間で遺言信託契約を締結
- ⑤ 遺贈希望者のご逝去に伴い、当行が遺言執行者に就職し、遺言書の内容を実現するため幸田町への遺贈を実施



幸田町
副町長 大竹 広行 氏

株式会社名古屋銀行
執行役員 兼 個人営業部長
山本 直文

以上